

○薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例

平成16年10月12日

条例第135号

改正 平成18年12月27日条例第129号

平成19年3月28日条例第25号

平成20年3月31日条例第20号

平成21年12月25日条例第33号

平成25年3月29日条例第30号

平成28年3月28日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及びその健やかな育成に寄与し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する者をいう。

(3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(4) 保険医療機関等 医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。

(5) 保険給付 医療保険各法の規定により、保険医療機関等において受ける療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

(6) 審査集計機関 保険給付に係る一部負担金等の審査及びデータの入力を行う機関をいう。

(対象者)

第3条 この条例に基づく子どもに係る医療費の助成金(以下「助成金」という。)

の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者若しくは組合員である **子どもの保護者** 又は自ら医療費を負担している子どもとする。ただし、これらの者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者

(2) 薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第151号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者

(3) 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第136号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者

（助成金の支給）

第4条 市長は、子どもが保険給付を受けたときにおいて、当該子どもに係る対象者に対し、助成金を支給する。

（助成金の額）

第5条 前条の助成金の額は、月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、助成金は、同項の規定により算出して得た助成金の額から当該各号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付を受けることができる場合 当該医療に係る給付を受ける額

(2) 医療保険各法の規定により高額療養費の支給を受けることができる場合 当該支給される額

(3) 医療保険各法の規定により付加給付を受けることができる場合 当該付加給付を受ける額

(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定により災害共済給付を受けることができる場合 当該災害共済給付を受ける額

(5) 保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、当該第三者から同一の事由により損害賠償を受けた場合 当該損害賠償を受けた額

（受給資格の登録）

第6条 対象者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の規定により受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、当該登録した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（受給資格者証の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

（受給資格者証の提示）

第7条の2 受給資格者は、子どもが保険給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に対し、その都度、医療保険各法に規定する被保険者等であることを証明する書面（以下「被保険者証」という。）及び受給資格者証を提示しなければならない。

（助成金の申請等）

第8条 受給資格者は助成金の支給を受けようとするときは、診療月の翌月10日以降診療月の翌月から起算して6箇月以内に申請しなければならない。ただし、1年以内の期間に限り、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が前条の規定により、鹿児島県内の保険医療機関等で保険給付を受けたときは、同項の規定による申請は要しないものとする。

（助成金の支払期限）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、当該申請のあった日の属する月の翌月の末日までにその内容を審査の上、助成金の額を決定し、受給資格者に支払うものとする。

2 受給資格者が前条第2項の規定による保険給付を受け、審査集計機関から当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が市長に通知されたときは、市長は、当該通知を受理した日の属する月の翌々月の末日までにその内容を審査の上、助成金の額を決定し、受給資格者に支払うものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、助成金の支給を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）が、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、当該支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 受給者は、当該助成金の支給を受けた後において、第5条第2項各号に規定する損害賠償等を受けたときは、支給を受けた助成金の限度において、市長の認定する額を返還しなければならない。

(未支払の助成金)

第11条 市長は、受給資格者が、第8条第1項の規定による申請があった後に、又は第9条第2項の規定による通知を受理した後に死亡した場合において、当該死亡した受給資格者に支払うべき助成金で、未支払のものがあるときは、市長が適当と認めた者に当該未支払の助成金を支払うものとする。

(受給権の保護)

第12条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内市乳幼児医療費の助成に関する条例(平成5年川内市条例第4号)、樋脇町乳幼児医療費の助成に関する条例(平成7年樋脇町条例第18号)、入来町乳幼児医療費助成条例(昭和49年入来町条例第28号)、東郷町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年東郷町条例第25号)、祁答院町乳幼児医療費助成条例(昭和48年祁答院町条例第19号)、里村乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年里村条例第28号)、上甕村乳幼児医療費助成条例(昭和48年上甕村条例第20号)、下甕村乳幼児医療費助成条例(昭和48年下甕村条例第39号)又は鹿島村乳幼児医療費助成条例(昭和48年鹿島村条例第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月27日条例第129号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定、第6条の次に2条を加える改正規定(第7条の2に係る部分に限る。)、第7条を第8条とする改正規定(第7条に1項を加える部分に限る。)、第8条を第9条とする改正規定(第8条に1項を加える部分に限る。)及び第10条を第11条とする改正規定(「後」の次に「に、又は第9条第2項の規定に

よる通知を受理した後」を加える部分に限る。)は、平成19年3月1日から施行する。

- 2 改正後の第2条第7号、第7条の2、第8条第2項、第9条第2項及び第11条(第9条第2項の規定による通知の受理に関する部分に限る。)の規定は、平成19年3月1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月28日条例第25号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日条例第20号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月25日条例第33号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第7条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則(平成25年3月29日条例第30号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 25 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成は、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第 7 条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

○薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成16年10月12日

規則第107号

改正 平成18年12月27日規則第99号

平成20年3月31日規則第15号

平成21年4月1日規則第17号

平成21年12月25日規則第37号

平成26年3月28日規則第13号

平成27年12月28日規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第135号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の登録)

第2条 条例第6条第1項の規定により、受給資格の登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）に、**市町村民税の課税に係る証明書**（以下「**課税証明書**」という。）その他の書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類の内容をあらかじめ確認することができる場合は、これらの書類の添付を省略することができる。

(受給資格者証の交付)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、受給資格を有すると認めるときは、これを登録し、その者に子ども医療費助成金受給資格者証（様式第2号。以下「受給資格者証」という。）を交付する。

2 条例第6条第1項の規定により受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に申し出て受給資格者証の再交付を受けるものとする。

(課税状況の確認)

第4条 市長は、第2条に規定する受給資格の登録及び第8条に規定する助成金の決定に当たり、必要な課税状況の確認を行うものとする。この場合において、受給資格者（本市において課税証明書の交付を受けることができる者に限る。）から当該課税状況の確認に関する同意があったときは、当該受給資格者が提出すべき課税証明書に代えて、現有公簿等によりこれを確認することができるものとする。

2 前項後段の規定は、第8条に規定する助成金の決定における子どもの属する世帯員の課税状況の確認について準用する。

(申請)

第5条 条例第8条第1項の規定による助成金の申請は、子ども医療費助成金支給申請書(様式第3号)によるものとする。この場合の当該申請書は、保険医療機関等の証明を受けたものとし、条例第5条第2項各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる額を明らかにする証明書を添えなければならない。

(証明に要する費用)

第6条 前条に規定する保険医療機関等の証明に要する費用については、条例第5条の規定により算出した額に、それぞれ加算して保護者に支払うものとする。

(届出事項)

第7条 受給資格者は、条例第6条第2項に該当する場合、又は条例第8条第1項の申請事項に変更を生じた場合は、速やかに申請事項変更届(様式第4号)に受給資格者証を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金額の決定)

第8条 市長は、条例第9条の規定により助成金の額を決定したときは、その旨を受給資格者に通知するものとする。

(受給資格者証の返還)

第9条 受給資格者は、子どもが市外に転出するときその他受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

(電子計算システムへの記録及び保存)

第10条 市長は、受給資格者の資格その他必要な事項を電子計算システム(薩摩川内市電子計算システムの管理運営に関する規則(平成16年薩摩川内市規則第28号)第2条第1号に定めるものをいう。)に記録し、保存するものとする。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成18年12月27日規則第99号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の薩摩川内市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年3月1日以後の診療分から適用する。

2 この規則の施行の際、現に交付を受けている薩摩川内市乳幼児医療費受給資

格証については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日規則第 37 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則の例により行うことができる。

（薩摩川内市財務規則の一部改正）

3 薩摩川内市財務規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（薩摩川内市福祉事務所条例施行規則の一部改正）

4 薩摩川内市福祉事務所条例施行規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 84 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 80 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

子ども医療費助成金受給資格者登録申請書				
薩摩川内市長 様			年 月 日	
			住所	
			申請者	
			氏名	㊟
<p>薩摩川内市子ども医療費助成金の受給資格者の登録を申請します。 また、この登録や助成金の決定に当たり、私の市県民税に係る税務資料等が閲覧されることに同意します。 なお、子ども医療費助成金の支給を受けるために必要な下記の子どもの受診に関する情報を医療機関等が審査集計機関に提供することに同意します。</p>				
受給資格者 (子ども)	個人番号		保護者 との続柄	
	(フリガナ) 氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
保護者	個人番号		電話番号	
	氏名			
	住所			
加入社会保険等				
被保険者等	個人番号		受給資格者 との続柄	
	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所			
資格取得年月日		年 月 日		
保 険 者	保険者番号			
	名称			
	所在地			
	付加給付の有無	有・無	付加給付 の内容	
世帯員の市町村民税の 課税の有無		当該年度		前年度
		有・無		有・無

(これから下は記入しないでください。)

交付事由	出生・転入・再発行・その他()			
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
受付確認年月日	受給資格証記号・番号		認定交付年月日	
受付	記号		認定	
確認	番号		交付	

様式第2号(第3条関係)

(表)

㊦ 子ども医療費助成金受給資格者証			
市 町 村 番 号		事 業 番 号	1
受 給 者 番 号			
受給資格者	氏 名		
	住 所		
子 ども	(フリガナ) 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
医 療 保 険	被 保 険 者 氏 名		
	保 険 証 記 号 ・ 番 号		
	保 険 者 名		
	附 加 給 付 の 有 無		
受 給 期 間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
年 月 日発行			
薩摩川内市長			印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、鹿児島県内の保険医療機関等において受診したときに、助成金の申請手続きをしなくても、子ども医療費の助成を受けることができる証ですので大切に保管してください。
 - 2 保険医療機関等で受診するときは、被保険者証又は組合員証に、この証を添えて窓口にならず提示し、保険の自己負担分を支払ってください。
 - 3 鹿児島県外の保険医療機関等で受診したときや、この証を提示しないで受診したときは、保険の自己負担分を窓口で支払い、保険医療機関の受診証明又は領収書を添えて、薩摩川内市に助成金の支給申請をしてください。
 - 4 この証の提示又は申請書の提出期限は、診察月の翌月から起算して6箇月以内です。6箇月を超えたものは申請できません。
 - 5 保険の自己負担分が高額療養費等の支給対象となる場合は、手続が必要となる場合があります。
 - 6 次の場合には、必ず薩摩川内市子育て支援課又は各支所地域振興課まで届け出て、係員の説明を受けてください。
 - (1) 受給資格者又は子どもの住所、氏名、医療保険、支払希望金融機関に変更があったとき。
 - (2) 子どもが生活保護の適用を受けるようになったとき。
 - (3) 子どもが当市から転出するとき、又は死亡したとき。
 - (4) この証が破れたり、汚れたり、なくなったとき。
- 詳しくは、薩摩川内市子育て支援課又は各支所地域振興課にお尋ねください。

様式第3号(第5条関係)

子ども医療費助成金支給申請書

年 月 日

薩摩川内市長様

申請者 住所
氏名 ㊟

次のとおり、子ども医療費助成金の支給を申請します。

受給資格者証番号		加入	記号・番号	
対象者	ふりがな氏名	社会	ふりがな被保険者氏名	
	生年月日			
ふりがな保護者氏名		保険等	保険者名称	

保険医療機関等の証明

診療月	月	受診者氏名		傷病発生原因の別	1 第三者行為による	2 その他
診療内訳	保険診療対象総点数			自己負担額又は基本利用料		
	総点数	うち他法制度による負担分				
入院		点		点		円
入院外		点		点	回	円
訪問看護療養費		円		円		円
調剤		点		点	回	円
証明手数料		有()・無		薬剤一部負担金(外来)		円
年 月 日		保険医療機関コード				

上記のとおり一部負担金を受領しました。

保険医療機関等 所在地
名称
氏名 ㊟

様式第4号(第7条関係)

申請事項変更届

年 月 日

薩摩川内市長 様

住所
届出人

氏名 ㊟

子ども医療費助成金受給資格者登録事項又は子ども医療費助成金支給申請事項に変更がありましたので次のとおり届け出ます。

受給資格者子ども	受給資格者証 記号・番号	氏名	性別	生年月日	変更事由	
				・	・	・受給資格者の氏名 ・保護者との続柄 ・保護者(氏名、住所) ・加入社会保険等 変更年月日 年 月 日
				・	・	
				・	・	

変更事項					
受給資格者子ども	受給資格者証 記号・番号	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	保護者との続柄
				・	・
				・	・
保護者	氏名			電話番号	
	住所				
加入社会保険等	記号・番号			資格取得年月日	
	被保険者等	氏名			受給資格者との続柄
		住所			
	保 険 者	保険者番号			
名称					
所在地					
	附加給付の有無	有 ・ 無		附加給付の内容	

※ 変更のあった事項について、該当する欄のみ記入してください。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)